

議第51号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表名称の欄中「京都市立陶化中学校」を「京都市立凌風中学校」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

提案理由

京都市立陶化中学校の名称を変更する必要があるので提案する。